

あなたは自身の「行動規範」を一部でも

市に委ねますか―私はまっぴらごめんです

『東大和市子ども・子育て憲章』の制定反対に取り組み

自由と人権 平吹誠司／榎本 清

2019年12月、私たちは「東大和市 子ども・子育て憲章」（以下「憲章」）が「子どもと大人の約束」として、「東大和市健康都市宣言」とともに市政50周年の目玉施策で発表されることを知って、びっくりしました。私たちにとって、全く有り得ないものだったからです。

この1年間、パブコメや市への請願、手紙等で、再考と、疑問を持つ市民との話し合いの場を持つように求めましたが、実現しませんでした。そして、20年9月26日、多くの市民（子どもも）が内容もよく知らない中で、盛大に発表されたのです。

内容の問題点

◆「善意」と「正義」を装った現代版「教育勅語」

現代の子どもが抱えるさまざまな問題

を、その原因を考察することもしないで、全部まとめて、すべて「心のもちかた」「心構え」に矮小化し、パンフにあるように「約束を心に刻み込ませて」解決しようとするこの「約束」は、あまりに安易で、幼稚で、何より恐ろしいものです。

市は、この「約束」は、「半永久的な市民の行動規範」であると堂々と主張しています。まるで、普遍的な「正しい」行動規範があるかのようです。そもそも、そんなものは、何びとといえども個人に求めてよいものではありません。

このことは、日本国憲法の何より大切な、個人の自由と尊厳の問題です。個人の行動規範（何を大切にどう生きるか）などというものは、100%個人の自由な選択によるものだからです。

あなたは、あなたの行動規範のほんの一

部でも行政に委ねますか。わたしは、まっぴらです。

例え、誰かにとって、どんなに善いこと、正しいことと思えることでも、また圧倒的多数が賛同するものであっても、それを個人に求めてよいものではありません。ましてや、選挙によって選ばれた議会で採択されたからといって、行政権力が、市民に約束させることなど全く許されません。

美しい言葉と可愛らしいイラストで、善意と正義を装っても、この「約束」の正体は、日本国憲法を否定し、子どもの権利条約を否定し、近代の教育理念をも否定するものです。かつて国民を洗脳、支配した教育勅語の現代版に他なりません。

現在及び将来の国民に保障された永久の権利を侵害するものです。

◆最大の問題は競争原理の教育

いま子どもたちは、「いじめ」を初め、いくつもの深刻な問題にさらされています。子どもたちは、生きる力の土台となる自分や他の人に対しての信頼感、肯定感、共に生きている実感など持ちにくくされています。

学びからの逃走とも呼べる勉強嫌いが広がり、視野狭窄、思考停止させられて、自らに

「東大和市 子どもと大人のやくそく」(東大和市子ども・子育て憲章)

(前文)

豊かな自然に恵まれた東大和に住む すべての人が 未来に夢や希望を持ち 命や人とのかわりを大切にし 明るく元気よく生きていくために 子どもと大人がお互いに約束しあいます

わたしたち 子どもは	わたしたち 大人は
<ul style="list-style-type: none"> ・すすんで元気よくあいさつをします ・よく遊び よく学び 規則正しい生活をします ・約束やルールをしっかり守ります ・一人ひとりの個性を大切にし 思いやりを持って行動します ・いじめはしません させません 困ったときはすぐに相談します ・ごみのないきれいな東大和にします 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心に寄り添い 健やかな成長を見守ります ・子どもの様々な個性やカンナが得方を認め 可能性を引き出します ・子どもから信頼されるよう 誠実に生きる姿を見せます ・大人としての自覚と責任を持ち ダメなことをダメと言える勇気を持ちます ・子どもの心や体を傷つけることはしません 気付いたときは すぐに手を差し伸べます ・ふるさとの豊かな自然を守り 歴史や文化を伝えます

閉じていっています・・・。

それには、さまざまな要因があることでしょう。しかし最大の問題は、本来の学ぶ喜びや1人ひとりの人間の尊厳、人間として成長することさえ犠牲にした、テストで脅し、ランク付けする競争原理の教育です。

そこから当然のこととして生まれるさまざまな問題は、誰かに都合がいい「あるべき姿」を性急に、がんじがらめに求める超管理主義的な生活指導や、徳目主義の「道徳教育」で解決することはありません。

◆「約束」は本末転倒、お門違い

そもそも、この「約束」に書かれてあることは、子どもの根源的な願いです。子どもは誰もが、元気に挨拶したいし、学びたいし、遊びたいし、いじめなんか大嫌いなのです。それを大人が子どもに「約束させる」など、本末転倒、お門違いもいいところですよ。

子どもたちに必要なものは、自由で豊かな、学びであり、遊びであり、自然や文化との出会いです。全身で丁寧にしつくり感じ、考える余裕であり、時間です。そして、子どもに対する大人の信頼です。

「約束」は、子どもを信頼せず、愚弄するものです。



「子どもと大人のやくそく」(東大和市子ども・子育て憲章)表面

◆大人がするべきことは、子どもの願い実現の環境と条件づくり

市行政がなすべきことは、子どもたちの根源的な願いが少しでも実現するように、具体的に条件を作り、整えることです。できることは、いくらでもあります。

子どもたちに「心に刻」んでほしいことは、ひとつです。それは、1人ひとりの人間が、お互いに人間としての尊厳を持つ、かけがえない大切な存在であるということと、それを自分自身で獲得していく権利があるということです。

大人がすること、していいことは、子どもが元気いっばいに生きられるように環境を整え、条件をつくりだすことだけです。

この「約束」に関わった市や市民は、今でも自分たちの「善意」に何の疑問も、問題があるという自覚も全くないことでしよう。

私のように考える市民との対話のパイプがないことが、何よりの大問題だと考えています。ことは、東大和のこの問題だけではないのではないのでしょうか。(平吹 記)

制定経緯と陳情対応の問題点

◆1年もない検討期間、2回だけの小中学校生検討会

「憲章」制定に向けて東大和市当局は、19年5月ごろから市内の関係者と小中学校の生徒を集め、会議を開始していました。また、アンケート・説明会・ハブコメなどを行い、市民に対する説明・意見聴取を行っていました。私たちがこの内容を知ったのはパブコメ前後、20年が開けたばかりの頃でした。内容の問題点については前述しましたが、成立過程に関しても多くの問題がありました。

ひとつにはあまりに短い検討期間です。第1回会議が19年5月で、翌20年3月市議会には「憲章」が提案されました。「半永久的に市民の行動規範となる」(市長)ものを作るためのものとしてはいかにも短かすぎました。

小中学校の生徒による検討会もたったの

2回。参加生徒も、校長が推薦した子どもに限られ、学年も限定されており、各回の参加生徒人数も15名という貧弱なもの。しかも高校生は参加していません。

会議の前には参考資料として北海道白老町の「しらおい子ども憲章」と滋賀県長浜市の「長浜子どものちかい・長浜子育て憲章」が配布されています。当市のでき上がった



「憲章」と比べてみると、驚くほど似たような内容になっています。もちろん東大和が前2市のそれに引きずられた結果と想像できます。つまり、初めから結論ありきなのです。50周年というゴールに向けて、短い期間で、少数の子どもたちを集めて作った、いかにも付け焼刃という印象が強い憲章です。

アンケートも説明会もパブコメも、すべては行政による形式的な手続きにすぎず、異論や反対があっても既定方針が根本的に変更されることはありませんでした。

◆「議長預り」で握りつぶされた反対陳情

私たちが問題に気付いた段階では、すでに行政に対して打つ手はなく、次善の策として東大和議会に「憲章」反対の陳情を出すことにしました。併せて私たちは駅頭でビラをまき、賛同署名を集めました。

20年2月14日、陳情受付の締め切り日に賛同者署名を添えて陳情(左図)を議会に提出。短い期間でしたが、62名の方の賛同署名をいただきました。

陳情提出日の午後開かれた東大和市議会運営委員会(議運)で、本会議初日(21日)に提出される議案をどのように扱うかが協

議されました。市長が提出している「東大和市子ども・子育て憲章について」という議案とともに、私たちの陳情も協議の対象となりました。その結果、市長提出の憲章案を先に審議し、私たちの反対陳情の扱いは、その結果が出るまで保留にするとされたのです。

これは全くおかしなことです。双方の議案を合わせて審議するというのならわからなくもありません。しかし、憲章を先に審議し、その結果を見て陳情の扱いについて考えるというのは、順序が逆ではないでしょうか。

議会のルール上、同じような内容の議案が一括して審議できないのであれば、市民提出の議案（陳情）が先行されなくてはなりません。もし憲章案を先行して審議、採択すれば、反対陳情は宙に浮いてしまいます。それは議運の協議の場で充分に予測できたはずのことです。それをあえて強行したということは、そもそも初めからまともに審議する気がなかったとしか考えようがありません。

21日の本会議での結果はまさにそのようになりました。「憲章」は、委員会付託を省略し、21日の本会議で採択されました。その

あと、私たちの反対陳情は、本会議を休会にして開催された議運で協議され、「議長預かり」という扱いになりました。市議会本会議で審議されることなく、今後そのあてもありません。事実上握りつぶされたことになりました。これはまさに、東大和市議会による暴挙というべき事態でした。

◆陳情の扱いは請願権の侵害

憲法第16条（請願権）には「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定められています。また請願法第5条（請願の処理）では「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と書かれています。

先に述べたような扱いが、「誠実に処理」としたと言えるでしょうか。受理はしても、その責務を忠実に果たしたとはとても考えられません。その意味では請願権の侵害であり、憲法違反のおそれさえあります。

私たちはこのことを行政訴訟として提訴するつもりでしたが、諸般の事情でそ

れはかなわなくなりました。しかし議会への強い不信と、個人的に受けた精神的な傷は今でも解消されず、そのことをもって主訴とし、損害賠償請求という選択をとることにしました。

◆「憲章」成立後、再度反対署名を実施

9月26日、「憲章」が成立しましたが、それが広く市民の目にとまるようになれば、憲章の内容に疑問をいだく市民もたくさんいるはずと考え、それらの受け皿として、再度「憲章」反対署名を集めることにしました。また、ネット署名(Change.org)も行い、約2カ月で、市内外の人たちから合わせて214筆(後日提出した追加分8筆を含む)をいただき、11月に市長と市議会議長に手渡しました。

「憲章」は成立してしまいましたが、また同じような問題が噴出する可能性は充分にあります。この地域が持つ思想的な基盤が変わっていない以上、それは今後もありうることです。私たちはこれからも市の動きを注意深く見守っていきます。(榎本 記)

【連絡先】 tel:090-1884-5757

http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm